

正確性、明瞭性及び一貫性のための法的な検討に従う。

日米並行協議 英日翻訳文

[日付]

拝啓

2013年4月12日に、日本政府と米国政府は、日本国が環太平洋パートナーシップ協定に参加することについての二国間協議の成功裡な決定を確認しました。私の前任者と佐々江賢一郎駐米大使との間で交換された書状を反映して、日本政府と米国政府は、TPP 協議と並行して多くの重要な非関税措置に取り組む決意です。そして、多くの重要な非関税措置とは、保険、透明性／貿易の円滑化、投資、IPR(知的財産権)、規格、政府調達、競争政策、急送貨物及びSPS(衛生植物検疫措置)の分野に及びます。

日米両政府は、2013年8月より、こうした非関税措置に関して並行協議を行ってまいりました。日米両政府が、上記の非関税措置についての諸問題に取り組み、並行協議を首尾よく終結しましたことを確認し喜ばしく思います。また、米国政府を代表して、本書状の添付書面にあるように、こうした非関税措置に関する協議の成果を確認することを光栄に思っております。日米両政府は、別段の定めのない限り、日米両国のために TPP 協定が発効する日までに、これらの成果が実行に移されることを期待しています。これらの成果が、経済成長をさらに高め、両国間の貿易と投資を拡大する基礎となると信じております。

日米両国の対話のための既存の枠組み又はその他の適切な措置を通じて作業を継続することで、日本政府との更なる対話を歓迎しております。それは、将来生じる可能性のある非関税措置についての具体的な問題に関するもので、経済成長をさらに高め、日米両国間の貿易と投資を拡大するためのものです。

敬具

マイケル・ビー・ジー・フロマン米国通商代表

正確性、明瞭性及び一貫性のための法的な検討に従う。

[日付]

フロマン通商代表 様

日本政府と米国政府は、2013年4月12日に、環太平洋パートナーシップ協定の協議と並行して、多くの主要な非関税措置に取り組むことを決意しました。それは、保険、透明性／貿易の円滑化、投資、IPR(知的財産権)、規格、政府調達、競争政策、急送貨物及びSPS(衛生植物検疫措置)の分野に及びます。そして、日米両政府は、日本がTPPの交渉に参加する前に、日米両国間の協議の成功裡な決定を確認しました。

日米両政府は、2013年8月より、こうした非関税措置に関して並行協議を行ってまいりました。日米両政府が上記の非関税措置に関する諸問題に取り組み、並行協議を首尾よく終結しましたことを確認し喜ばしく思います。また、日本政府を代表して、本書状の添付書面にあるように、非関税措置に関する成果を確認することを光栄に思っております。日米両政府は、別段の定めのない限り、日米両国のためにTPP協定が発効する日までに、これらの成果が行動に移されることを期待しています。これらの成果が経済成長を更に高め、日米両国間の貿易と投資を拡大するための基礎になると信じております。

日本政府は、日米両国の対話のための既存の枠組み又はその他の適切な措置を通じて作業を継続することで、米国政府との対話を行っていく次第です。それは、経済成長を更に高め、日米両国間の貿易と投資を拡大するためです。

米国政府を代表してこれらの成果を確認するための返答をお待ちしております。

敬具

[]

正確性、明瞭性及び一貫性のための法的な検討に従う。

保険

日本政府と米国政府は、日本における株式会社かんぽ生命保険（以下、「JPI」という）による保険の販売に関して、以下の公約と慣行を確認する。

1. 定義

本節に関しては、

日本郵政とは、日本郵政株式会社（以下、「JPH」という）、日本郵便株式会社（以下、「JPC」という）及びすべての承継事業体を意味する。

2. 日本郵政ネットワークへのアクセス

(a) 日本政府は、以下のことを断言し、透明性のある競争的な態様で、日本郵政ネットワークへの保険アクセスを民間販売会社に提供する重要性を確認する。

(i) 郵政民営化法（2005年法律第97号、改正）のいずれの規定も、JPIの生命保険商品を販売するために、JPCがJPIとの契約を守ることを要求しておらず、また、競争条件に負の影響を及ぼすように、他の販売会社の保険商品を販売する日本郵政の技量を制約するものではない。

(ii) 郵政民営化法、日本郵政株式会社法（2005年法律第98号、改正）及び日本郵便株式会社法（2005年法律第100号、改正）に基づく保険商品に関する日本郵政のユニバーサル・サービス義務は、JPI以外の販売会社の保険商品がJPIの保険商品と競合しても、日本郵政が当該商品を販売することを妨げない。

(b) 日本政府は、日本郵政がそのネットワークを通じて、JPIの保険商品と競合するものも含めて民間部門の販売会社の保険商品の販売など、そのサービスを改良することの利益を認めている。日本政府は、日本郵政がそのネットワークを通じて、JPIの保商品と競合するものも含めて民間保険販売会社の商品を販売することから意をそがれることがないことを保証する。日本政府は、JPCがJPCと民間の保険販売会社との間の討議を通じて決定した販売店の実際の店舗数及び配置とともに、民間の保険販売会社の商品の販売のためにネットワークを利用できるようにすることを妨げない。日本政府は、日本郵政及び顧客保護の観点から、日本郵政による保険商品の販売が、保険の勧誘及び供給のための適切な運営システムを維持している民間の保険販売会社に限定されることを保証する。

(c) 日本政府は、日本郵政が、保険商品を選択してそのネットワークを通じて販売する場合、

正確性、明瞭性及び一貫性のための法的な検討に従う。

日本郵政が、商業ベースで、見込みのあるいかなる販売会社との日本郵政の関係から独立して選択を行うことを確認する。

- (d) 日本政府は、日本郵政のネットワークへのアクセスを提供する過程において、いかなる保険販売会社に対しても差別はなく公開されているという原則を適用することが、JPI と他の保険販売会社との間の競争の同等の条件の提供の重要な一部であることを認めている。日本政府は、日本郵政がそのネットワークへのアクセスを提供する過程と原則に関する情報を提供するために、米国政府がその要請次第、窓口を利用できるようにする。

3. 規則上の監視及び取り扱い

- (a) 環太平洋パートナーシップ協定の第 11 章の附属書 11-B の第 C 節の第 2 項に従って、日本政府は、保険業法（1995 年法律第 105 号、改正）の施行に関するものを含めて、同類の保険サービスの民間販売会社と比較して、JPI による保険サービスの供給に関してより有利な競争条件を作り上げるような措置を取らず、また、そのような措置を維持しない。
- (b) 金融庁（以下、「FSA」という）は、保険業法に基づき、新規の保険商品の申請に基づく JPI の業務運営の検討を図り、JPI が健全に新規商品を管理する能力があるかどうか、支払請求及び顧客の保護に関するものを含めて、保険業法及び関連諸規則に基づいて要求される内部統制システムを構築しているかどうかを評価する。JPI の業務運営を検討する際に、FSA は、JPI とその他の保険販売会社との間の同等の競争条件を提供するために、他の保険販売会社に適用されるのと同等の基準を適用する。
- (c) 日本政府は、JPI が民営化途中にあることを考慮して、金融庁の郵貯及び保険監督室が、保険業法及び郵政民営化法の双方に基づいて、JPI の適切で矛盾のない監督を確保する責任を負い、郵貯及び保険監督室及び保険課の双方が金融庁の検査局長による監督に従って、当該室及び当該課の存在が JPI に対する公正な監督を害さないことを確認する。
- (d) 日本政府は、総務省（以下、「MIC」という）の監督責任が、金融庁の独立の JPI 規制の技量を妨げないことを保証する。日本政府はまた、MIC から移籍した官吏又は MIC から詳細を聞いた官吏が、JPI に対する監視責任を有し、専ら FSA の関連室の室長に報告することを確認する。
- (e) JPI の 50%以上の株式が売却され、JPI の新規の商品のための通知システムが郵政民営化法に基づき開始された場合、FSA と MIC は、JPI の新規商品の通知の付託に基づい

正確性、明瞭性及び一貫性のための法的な検討に従う。

て、他の保険販売会社との同等の競争条件が害されていないかどうかを評価し、必要に応じて、その評価結果に基づいて適切な行動を行う。

4. 許可手続き

(a) 日本政府は、次の事柄を確認する。

- (i) 2007年4月27日にJPHが提出した事業計画書が、FSAが同様の保険商品の民間販売会社に保険を提供する許可を得るために提出するように要求したすべての文書を含んでいること。
- (ii) 当該文書の検討手続きが、同様の保険商品の民間販売会社が提出した同等の文書の検討過程ほどJPIにとって有利ではないこと。
- (iii) 民間会社の事業許可の取り消しを正当化するような違反をJPIが犯していた場合、JPIの保険提供の許可を取り消す権限をFSAが有すること。

5. 透明性

(a) 法的事項、規則事項、方針その他の日本郵政グループに関連する事項を理解するための完全な機会を、保険の外国人販売会社などの利害関係人に提供することの重要性を認識して、日本政府は、

- (i) 2013年10月22日に、JPIと郵便貯金・簡易生命保険管理機構との間の再保険に関する契約書の写し（日本政府は、同機構から受領した）を米国政府に提供しており、
- (ii) JPHが一年に一度、連結損益計算書(Consolidated Earnings Statement)*を公表し、当該文書が四半期ベースで現在公表されていると認めていることを保証し、
- (iii) JPIが同様の保険商品の他の民間販売会社が発行するものに相当する文書と同等の透明性のレベルで、一年に一度、貸借対照表、損益計算書及びその他の財務諸表を公開し、かかる文書が四半期ベースで現在公表されていると認めていることを保証する。

(b) 日本政府は、指導者への2009年規制改革及び競争指針発案報告書でのJPI概要に関連した透明性の原則に対する公約を再確認する。

*（訳者注）"Consolidated Financial Statement"（連結財務諸表）の間違いではないか？一応原文の通り訳しておきました。

正確性、明瞭性及び一貫性のための法的な検討に従う。

6. 検討過程

両政府とも、いずれかの要請に基づき、会合を開き、上記の公約及び慣行で記述された行為の実施を検討する。

正確性、明瞭性及び一貫性のための法的な検討に従う。

透明性

1. 諮問委員会

日本政府は、日本と米国間の貿易及び投資に影響を及ぼす規則その他の措置の進展に関して、日本政府に助言を与え又は勧告を行うために日本政府が設置した諮問委員会及びその他の類似の団体（以下、「諮問委員会」という）の設立と運営に関する透明性の重要性を断言する。

よって、日本政府は、関連当局の以下の行為について保証する。

- (a) 同様な環境にある当事者に適用される条件と同様に有利な条件で文書を提出するために、外国人当事者など、全ての利害関係人にとって意味のある機会を提供することによるなど、利害関係人が合理的な規則に従って、諮問委員会に出席し、出頭し、又は文書を提出することを許可すること。
- (b) 適時に、諮問委員会の設立の公表を行うこと。
- (c) 諮問委員会の会議を公開すること。
- (d) 利害関係人に会議日前に通知することを保証するために、担当省庁のウェブサイト会議の通知を行うことによるなど、適時に各諮問委員会の会議を公表すること。
- (e) 担当省庁のウェブサイトに諮問委員会で利用される議事録その他の文書を載せるなど、一般の閲覧及び謄写に供すること。
- (f) 出席者の記録、討議事項及び結論の完全で正確な記載、及び、諮問委員会が受領し、発行し、承認したすべての報告書の写しなどを含めて、諮問委員会の各会議の詳細な議事録を保管するように要求すること。
- (g) 諮問委員会の事務局（諮問委員会に対して、受領した意見書又は苦情の要約の報告を行う）に提出された苦情を通じて、上記の要件のいずれかの不履行の場合に、救済を求める機会を利害関係人に提供すること。但し、国家の安全保障その他の合理的な理由で（関連法規に基づき開示から除外されている情報の保護など）会議又は会議の一部を公表しないことを関連当局が決定した場合のみ、これらの要件は除かれる。この場合、関連当局は、かかる決定の理由を公表することが要求される。

正確性、明瞭性及び一貫性のための法的な検討に従う。

更に、日本政府は、諮問委員会の設立及び運営のために施行される全ての規則が公表され、これらの規則が、諮問委員会に関する全ての透明性の一般要件に矛盾しないことを保証する。

米国政府は、連邦政府諮問委員会法¹（以下、「FACA」という）（改正）及び施行規則により、行政府に助言を与える連邦政府諮問委員会の透明性を保証する。

FACA 及びその諸規則は、省庁に以下の事柄を公表するように要求することで、連邦政府諮問委員会の設置、運営及び終了における透明性のための確固とした要件を課している。

- ・ 委員会設立の事前の通知²
- ・ 予定された会議の事前の通知³
- ・ 諮問委員会の記録の同時のアクセス⁴
- ・ 委員会への情報提供の機会⁵、及び
- ・ <http://www.facadatabase.gov>へのインターネット上で、連邦諮問委員会及びその活動に関する情報へのアクセス。

委員会の作業が機密事項、財産上の事業情報又は個人情報を含む場合など、会議の非公開が法律上可能な特別な状況を除いて、委員会の会議はまた、公開することを要する。

米国の法規に基づく透明性要件の詳細は、<http://www.gsa.gov/portal/category/21244> で閲覧することができる。

2. 意見公募手続

両政府とも TPP 協定第 26.2.4 条における関連条項の円滑で有効な実施のために必要な措置を講ずる。

¹ 連邦法タイトル 5 の附属書を成文化した一般法 92-463 (P.L.92-463, codified at 5 U.S.C. App.)

² 連邦法タイトル 5 の附属書第 9(a)(2)条 (5 U.S.C.App., § 9(a) (2))

³ 連邦法タイトル 5 の附属書第 10(a)(2)条(5 U.S.C.App., §10(a)(2))

⁴ 連邦法タイトル 5 の附属書第 10(b)条(5 U.S.C.App., §10(b))

⁵ 連邦法タイトル 5 の附属書第 10(a)(3)条 (5 U.S.C.App., §10(a)(3))

正確性、明瞭性及び一貫性のための法的な検討に従う。

投資／合併・買収

1. コーポレートガバナンス（企業統治）－社外取締役

会社法（2005年法律第86号）（2014年6月改正）及び関連諸規則は、

- (a) 親会社の取締役及び従業員などの個人を除くことにより、社外取締役の資格要件を強化しており、
- (b) 社外取締役のいない上場会社に、社外取締役の選任が不適切な理由を事業報告書に開示し、年次株主総会で説明することを要求しており、及び、
- (c) 社外取締役の起用を容易にする手段として、コーポレートガバナンスの監査委員会の設置を導入している。

改正法は、2015年5月1日に発効した。改正が有効となって2年後、日本政府は、上場企業が少なくとも1人の社外取締役を含むという必須要件など、追加の措置が必要かどうかを決定するため、コーポレートガバナンスに関する規則を見直す。更に、改正会社法に合わせて、東京証券取引所（以下、「TSE」という）の上場要件の改正が2014年2月に行われ、TSEの上場会社に少なくとも1人の社外取締役の存在を確保することを目指すように要求している。

2. 買収防衛策

日本政府は、企業価値及び株主の共通の利益を高めるような買収を妨げる買収防衛策を取締役が利用することは不適切であると認識している。このため、社外取締役に関する上記の節に記載される措置は、かかる結果を防ぐのに役立つ。日本政府は、検討を行い可能な措置を講ずるために、買収防衛策に関する意見や勧告を歓迎する。

3. 規制改革

2020年までに内国向けの海外直接投資を少なくとも2倍にすることを目指す日本政府の成長戦略を踏まえて、日本政府は、海外直接投資を促進し、日本の規制枠組みの有効性と透明性を高めるために、外国投資家とその他の株主から意見及び勧告を求める。検討を行い可能な措置を講ずるために、意見及び勧告は、その実行可能性に関する関係省庁からの回答とともに、定期的に、規制改革委員会に付託される。日本政府は、当該委員会の勧告に従い、必要な措置を講ずる。

正確性、明瞭性及び一貫性のための法的な検討に従う。

知的財産権

両国政府とも、TPP 協定の第 18 章（知的財産）の関連条項の円滑で有効な実施のために必要な措置を講ずる。

私的複製の例外

著作権保護の範囲に関して、文化審議会の著作権作業部会は、私的使用の例外の範囲を検討し、2009 年に、私的使用の例外は、違法ソースからの音声録音及び動画のダウンロードには適用されない旨結論づけた。

日本政府は、私的使用の例外が違法なソースからの他の作品のダウンロードに適用されるべきか否かに関して、TPP 協定が両国に有効になるときまでに速やかに、著作権作業部会との協議を再開する。本過程を容易にするため、米国政府と日本政府は、この点において関連情報を交換する。

両政府はまた、両国が漫画、アニメ、ソフトウェア及び書籍などの著作権のある作品に関する場合を含めて、両国が、アジア太平洋地域における知的財産権の保護を高めるための作業を継続していくことが重要であると認識している。

正確性、明瞭性及び一貫性のための法的な検討に従う。

規格

1. 不要な技術的貿易障壁を排除し、透明性を高めて、規制上の協力と規制慣行をさらに促進することによる場合を含めて、米国と日本の間の物品の貿易を容易にする観点から、米国政府と日本政府は、技術的規制、規格及び適合性評価手続に関する作業部会（以下、「作業部会」という）を設置する。
2. 作業部会の権限は、以下のようである。
 - (a) いずれかの政府が準備し、採用し又は適用する技術的規制、規格及び適合性評価手続に関して、いずれかの政府が挙げた特定の貿易上の懸念事項に取り組むこと。
 - (b) 技術的規制、規格及び適合性評価手続に関する協調性を高めること。
 - (c) 技術的規制及び適合性評価手続のための基礎として、貿易の技術的障害に関する WTO 協定に基づく義務に矛盾せず、関連する国際規格、指針及び勧告を更なる利用を促進すること。
 - (d) いずれかの政府が準備し、採用し、又は適用した技術的規制、規格及び適合性評価手続に関する情報を適時に交換すること。
 - (e) 情報を提供し、措置を進展させる際にかかる情報を考慮する合理的な機会を利害関係人に提供する方法など、技術的規制、規格及び適合性評価手続を準備し、採用し、又は適用するために各政府が用いるプロセス又は手続を改善する方法を必要に応じて認定すること。

作業部会は、各政府の官吏からなり、両政府が決定した時期、場所及び方法で会合を開催する。

正確性、明瞭性及び一貫性のための法的な検討に従う。

政府調達

1. 入札談合

入札談合及び関連する反競争的行為を取り締まるために厳格な制裁と罰則を科すことに加えて、日本政府は、以下のような予防措置を講ずる。

- (a) 中央政府の調達主体による反カルテル、反入札談合、癒着防止トレーニング計画を定期的に行い、地方政府の事業体、特定会社及び独立行政法人⁶による当該計画の実施を支援すること。
- (b) 監視し規制していた会社⁷への求職を官吏に禁止することでの利益相反の排除、政府による官吏又は退職した官吏の転職斡旋の排除、及び従前いた政府機関への退職した官吏による口利きの排除を求める国家公務員法を強化すること。
- (c) 中央政府の事業体、地方政府の事業体並びに特定会社及び独立行政法人⁸における第三者監査機関の設置のための指針を提供し、調達過程の徹底的な検査を行い、調達のための透明性のある競争の機会を高める。

日本政府は、国内法の厳重な施行を通じて等、可能な全ての措置を講じて、入札談合と関連する反競争的行為を撲滅するという公約を断言する。

2. 入札プロセスの改善

日本政府は、入札の決定をする際に、透明性を増大させ、以下の措置を行うことで、資格のある入札者のより多くの参加を許可する。

- (a) 中央政府の事業体及び地方政府の事業体による電子的入札制度の利用を増大させ、参加の機会を広げ、全ての当事者のためにさらなる透明性を確保すること。
- (b) 検索可能なフォーマットで、中央政府の事業体、特定会社及び独立行政法人⁹並びに県

⁶ 官製談合防止法の第 2(2)条に規定され、
http://www.iftc.go.jp/en/legislation_gls/List_of_entities.files/List_of_entities.pdfに記載されている事業体を含む。

⁷ こうした会社の分類は、官吏の退職管理に関する 2008 年 12 月 25 日政令第 389 号に規定されている。

⁸ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の施行令第 1 条及び独立行政法人による調達契約の見直しに関する閣議決定に規定され、

http://mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr1_000038.htmlと
http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/18_iaa.pdfに記載のある事業体を含む。

⁹ 政府調達に関する WTO 協定の附属書 3 及び政府調達に関する自発的措置に規定され、
<http://japan.kantei.go.jp/procurement/2014/ch/1-5FY2013ch-5.pdf>に記載されている事業体を含む。

正確性、明瞭性及び一貫性のための法的な検討に従う。

及び主要な自治体に関わる調達通知と招待に関して、日本語と英語の双方での直接的なアクセスを含めたオンライン・ロケーション¹⁰の利用を増大させること。

- (c) 事前の政府調達に関する情報及びデータ（例えば、最終入札見積価格、落札者、入札日及び調達主体）を公表し公衆による検索を可能にするために日本政府が 2014 年に設置した、国内の公開データ・ポータルサイト¹¹を維持すること。
- (d) 公開された透明性のある入札プロセスの実施を確保するため、物品及びサービスの政府調達に関する苦情を受けて検討する、政府調達検討委員会の有効で差別のない運用を確保すること。
- (e) 物品又はサービスの調達を単一の調達に統合（かかる統合は競争を不当に制限する）など、競争を不当に制限する行為を禁止することで、外国人販売会社（サプライヤー）の参加を排除しないことを保証すること。
- (f) 目標価格その他の調達に関して他の販売会社が入手できない情報を、調達通知の公表前に特定の販売会社に知らせるなどの行為を含めて、一方の販売会社を他方の販売会社より有利に扱い、入札の公正さを害する行為を行うことを調達主体に禁止すること。
- (g) 政府調達に関する WTO 協定（以下、「GPA」という）に基づいて生じる義務を履行し、政府調達のための手続に関する運用指針に従い、GPA 以上のレベルでの自発的措置を更に講ずること。

¹⁰ 日本政府は、日本の政府調達に関する以下のオンライン・データベースが（日付）時点で、<https://www.jetro.go.jp/database/procurement/>で利用できることを認めている。

¹¹ 公開のデータ分類情報のポータルサイトは、<http://www.data.go.jp/?lang=english>である。

正確性、明瞭性及び一貫性のための法的な検討に従う。

競争政策／手続の公正

1. 独占禁止法（以下、「AMA」という。1947年法律第54号）は、2013年12月に改定され、2015年4月に発効したが、以下の点で、公正取引委員会（以下、「JFTC」という）によるAMAの施行における手続上の公正と透明性を更に高めることに貢献している。
 - (a) **違反に対する命令の独自の検討**：改正AMAに基づき、JFTCの命令の不服審査は廃止され、排除措置命令及び課徴金納付命令などのJFTCの命令の第1審上訴管轄権は、東京地方裁判所に移行した。
 - (b) **証拠へのアクセス**：改正AMA法に基づき、関係各社が審査の通知を受領した時から審査の終了まで、当該会社が従業員により文書の記録の写しを取ることを許可するなど、事実発見のために、JFTCが利用した証拠に対する被告のアクセスを高めている。
 - (c) **事前手続**：事前手続に関しては、改正AMAは、名宛人となる者からの意見聴取手続では、事件の調査に関与していないJFTCの官吏が議長を務めるように指名され、その者が、事前手続の間、審査官に質問することができる旨を定める。
2. 日本政府は、JFTCの調査手続に関して改正により扱われていない他の問題点を認識した場合、AMAに基づき、行政調査手続に関する諮問委員会を形成し、改正AMAの附則の第16条に矛盾しないようにJFTCの調査手続を検討させる。討議の結果、諮問委員会は、2014年12月に報告書を発行した。報告書は、立入検査、弁護士・依頼人間の秘匿特権と供述録取¹²に関するJFTCの調査手続を審査し、例えば、JFTCが立入検査及び供述録取に関連する問題点についての手続を手引書及び指針書で明瞭にするように提案した。JFTCは、諮問委員会の報告書を考慮しており、指針の創案の最終段階にある。

日本政府は、AMAの施行のために最大限の努力を尽くす。

守秘義務に関しては、AMAの第39条と国家公務員法（1947年法律第120号）の第100条に基づき、JFTCは、その従業員が引き続き守秘義務を遵守することを保証する。

¹² 日本国政府の内閣府のウェブサイト

(<http://www8.cao.go.jp/chosei/dokkin/finalreport/body-english.pdf>)から独占禁止法に基づく行政調査手続に関して諮問機関が発行した報告書をご覧いただきたい。

正確性、明瞭性及び一貫性のための法的な検討に従う。

急送貨物(エクスプレスデリバリー)

1. 採算部門による非採算部門の助成

更なる透明性を提供するために、日本政府は、日本郵便株式会社が年一回、日本国の法規従って標準会計基準と矛盾なく、国際スピード郵便（以下、「EMS」という）の損益計算書を開示することを保証する。総務省は、必要な措置の検討を開始し、できるだけ早期に、必要な措置を完了するつもりである。

2. 税関措置

両政府は、国際郵便物に関する事前の電子データの提供の支援における運営上の開発に積極的に貢献し、国際郵便供給網の安全性を高め、万国郵便連合の加盟国政府が採用しその郵便運営者が実施している電子的提出要件を充足し、万国郵便協定の第9条に基づき、郵便物に適用される税関手続の有効性に貢献する。これらの努力と並行して、両政府は、JPCと米国郵便サービスが、外国行きの出荷のためのEMSなど、国際的な郵便物に関する事前の電子データの提供のために多国間フォーラムでの実験計画の参加を増大させることを強く期待する。これは、例えば、万国郵便連合又はカハラポストグループで意図される事前の電子データの取り組みを通じて成し遂げられる。

正確性、明瞭性及び一貫性のための法的な検討に従う。

SPS(衛生植物検疫措置)

1. 収穫後の殺菌剤

厚生労働省（以下、「MHLW」という）は、殺虫剤と食品添加物の承認に関する統一された申請・審議過程を利用して収穫前後の双方に適用される殺菌剤に関する能率的な承認過程を実施する。

申請過程においては、収穫前後の殺菌剤の利用のための承認を得るために、一式の文書が必要となる。

薬事・食品衛生審議会の審議過程では、農薬・獣医薬委員会と食品添加物委員会が共に審議する。

2. 食品添加物

日本政府は、追加の文書の収集に必要な時期を除いて、原則としておよそ1年以内に、日本政府が、国際的に通常使用されている46の食品添加物の2002年リストからまだ指定されていない4の食品添加物全ての承認を完了させることを決定した2012年7月10日の閣議決定を誠実に履行することを確認する。

3. ゼラチン/コラーゲン

MHLWは、米国産の牛など、牛に由来するゼラチンとコラーゲンの消費の利用に関するリスク評価を行うことを食品安全委員会（以下、「FSC」という）に要請し、2014年10月にFSCからリスク評価報告書を受領した。報告書は、MHLWが示唆した抑制措置をとることを条件に、ゼラチンとコラーゲンの輸入品に対する規制の改訂によって、人間の健康へのリスクは無視してよいと結論付けた。MHLWは、本報告書に基づいて、ゼラチンとコラーゲンの輸出品に対する規制を緩和した。